

玉川村移住推進計画策定業務仕様書

1 目的

本業務は、「地方への新しい人の流れをつくる」取組として、移住者を含めた全ての村民が「住んでみたい、住み続けたい」と感じる玉川村としていくために、地域社会・経済の活性化を図りながら、人口減少を克服することを目的とする、「玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を補完するための計画策定を委託する。

2 事業内容

(1) 移住・定住推進の背景と目的の整理

- ・位置付け及び計画期間について
- ・推進体制について
- ・移住・定住推進計画に取り組む目的について 等

(2) 玉川村の現状と課題の整理

- ・現状の整理
- ・課題の整理

(3) 移住・定住推進のための施策体系の整理

- ・基本理念、基本方針の設定
- ・具体的な施策とその方向性
 - ①玉川村の新たな魅力づくりや魅力の再発見
 - ②子どもたちが住み続けられるような居住環境の確保と人口流出を抑制するための方策
 - ③都市部からの移住者（U I J ターン）を受け入れるための仕組み構築
 - ④二地域居住の推進
 - ⑤村が進める着地型観光との連携
 - ⑥ワーケーション利用の可能性 等

(4) 調査報告書の作成

調査結果をまとめ、「玉川村移住推進計画」として報告書を作成する。

3 履行期間

契約締結日から 2022 年 3 月 26 日までとする。

4 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

5 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるほか、次に掲げる書類を提出する。

ア 委託業務着手届

イ 委託業務完了届

ウ 実績報告書

エ 事業成果品

・「玉川村版移住推進計画」(製本)

300部

・上記データ(CDまたはDVD)

一式

オ その他委託者が必要と認める書類等

6 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

7 完了

本業務は、通告報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

8 その他

本仕様書に記載のない事項について、業務実施のため必要と判断される場合は、その都度、委託者・受託者が協議決定することとする。